

介護老人保健施設 おとわの杜 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人信愛会が開設する介護老人保健施設 おとわの杜（以下「施設」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護保険施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活を営むことができるようにするとともに、その者のその居宅における生活への復帰を目的とする。

2 施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保険施設サービスの提供に努める。

3 介護保険施設サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、東三河広域連合、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 おとわの杜
- (2) 所在地 愛知県豊川市赤坂町東山12番地の1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員、医師と兼務）

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者

医師 9名（常勤兼務職員1名（うち管理者と兼務1名）、非常勤専従職員8名）

薬剤師 4名（非常勤専従職員）

看護職員 12名（常勤専従職員8名、非常勤専従職員4名）

介護職員 28名（常勤専従職員23名、非常勤専従職員5名）

支援相談員 3名（常勤兼務職員）

理学療法士 9名（常勤兼務職員6名、非常勤兼務職員3名）

作業療法士 6名（常勤兼務職員4名、非常勤兼務職員2名）

言語聴覚士 1名（非常勤兼務職員）

管理栄養士 2名（常勤兼務職員）

介護支援専門員 2名（常勤専従職員）

従業者は、介護保険施設サービスの提供に当たる。

(3) 事務職員 3名（常勤兼務職員）

必要な事務を行う。

(入所者定員)

第5条 入所定員は100名とする。

(介護保険施設サービス内容及び利用料等)

第6条 介護保健施設サービス内容は次のとおりとし、介護保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、介護保健施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

(2) 機能訓練及びその他必要な医療

(3) 療養上の世話

(4) 健康チェック

(5) 退所時指導

2 食費は朝食400円、昼食710円、夕食580円、及びおやつ160円とする。

但し、食事・おやつ以外で入所者の嗜好により提供したものについては実費を徴収する。

3 光熱水費相当又は室料として、次の居住費を徴収する。

多床室 477円／1日

個室（和室） 1,730円／1日

（洋室） 1,768円／1日

特別室 1,768円／1日

4 特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用として入所者が負担すべき費用は、次の額を徴収する。

特別室 1,018円／1日

5 日常生活において通常必要となる費用として入所者が負担すべき費用は、次の額を徴収する。

日用品費 300円／1日

教養娯楽費 150円／1日

電気代

・電気毛布 1点 71円／1日

・電気あんか 1点 71円／1日

・テレビ 1点 20円／1日

・冷蔵庫 1点 51円／1日

・ポット	1点	20円／1日
・ビデオ	1点	20円／1日
・ラジオ	1点	20円／1日

上記以外の家電製品を利用した場合は、上記項目に類する金額を徴収する。

- 6 私物の洗濯において、施設に私物の洗濯を依頼することに伴い必要となる費用として入所者が負担すべき費用は、次の額を徴収する。

私物洗濯代 605円／1ネット

- 7 理美容代

料金については別紙料金表による。

- 8 その他、入所者の状況や希望に応じて、次の額を徴収する。

流動食（経管栄養）	1.	3円／1kcal（薬価に該当しない物）
栄養セット	1	25円／1セット（薬価に該当しない物）
メイバランス	1	53円／1本
入れ歯洗浄剤	6	25円／1箱
歯ブラシ	1	10円／1本
舌ブラシ	1	57円／1本
柄付くるリーナブラシ	4	86円／1本
エンゼルセット	5	50円
寝巻き	2,	750円
セーフティセット	3,	300円
各種診断書料	5,	500円／1通
各種証明書料	2,	200円／1通
文書料（利用料医療費控除証明書料）	5	50円／1通

- 9 家族への寝具貸出料

家族が、居室に宿泊する場合に必要な寝具等は、次の額を徴収する。

寝具貸出料 550円／1日

- 10 療養室（療養床）保持料

入院等で不在の場合、利用者の希望により概ね最長2週間は次の額を徴収することにより、療養室（療養床）を保持することができる。

多床室	4	77円／1日
個室（和室）	1,	730円／1日
個室（洋室）	1,	768円／1日
特別室	1,	768円／1日

但し、特別室の場合は、別途差額（1,018円／1日）を徴収する。

- 11 キャンセル料

入所予定日の前日17時以降のキャンセル・変更は、キャンセル料として食費・おやつ代相当額を徴収する。

1 2 前各項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 従業者は、入所者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に入所者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないよう利用する。
- (2) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第8条 施設は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 施設は、虐待の発生又はその発生を防止するため、次の号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。

2 前項各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人信愛会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年	10月	1日から施行する。
この改正は、平成18年	6月	1日から施行する。
この改正は、平成18年	10月	1日から施行する。
この改正は、平成19年	6月	1日から施行する。
この改正は、平成20年	1月15日	から施行する。
この改正は、平成20年	4月	1日から施行する。
この改正は、平成21年	9月	1日から施行する。
この改正は、平成23年	7月	1日から施行する。
この改正は、平成24年	4月	1日から施行する。
この改正は、平成24年	7月	1日から施行する。
この改正は、平成25年	7月	1日から施行する。
この改正は、平成25年	11月	1日から施行する。
この改正は、平成26年	4月	1日から施行する。
この改正は、平成26年	7月	1日から施行する。
この改正は、平成27年	4月	1日から施行する。
この改正は、平成27年	7月	1日から施行する。
この改正は、平成27年	8月	1日から施行する。
この改正は、平成28年	6月	1日から施行する。
この改正は、平成29年	7月	1日から施行する。
この改正は、平成30年	4月	1日から施行する。
この改正は、平成31年	4月	1日から施行する。
この改正は、令和元年	7月	1日から施行する。
この改正は、令和元年	10月	1日から施行する。
この改正は、令和元年	11月	1日から施行する。
この改正は、令和2年	4月	1日から施行する。
この改正は、令和2年	6月15日	から施行する。
この改正は、令和3年	7月	1日から施行する。
この改正は、令和4年	6月	1日から施行する。
この改正は、令和5年	1月	1日から施行する。
この改正は、令和5年	5月	1日から施行する。
この改正は、令和6年	1月	1日から施行する。
この改正は、令和6年	4月	1日から施行する。
この改正は、令和6年	7月	1日から施行する。